

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案 (説明要旨)

近時の司法書士制度及び土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、司法書士及び土地家屋調査士について、それぞれ、その専門職者としての使命を明らかにする規定を設けるとともに、懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直しを行うほか、社員が一人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置を講ずるものであります。

(参考) 法律案の概要

1 内容

(1) 使命を明らかにする規定の新設

司法書士及び土地家屋調査士について、その専門職者としての使命を明らかにする規定を設ける。

(2) 懲戒手続に関する規定の見直し

ア 司法書士及び司法書士法人並びに土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人（以下「司法書士等」という。）に対する懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める改正を行う。

イ 司法書士等に対して戒告の処分をしようとする場合にも、聴聞の手続を経ることとする改正を行う。

ウ 司法書士等に対する懲戒処分について除斥期間を定める規定を創設する。

(3) 社員が一人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置

社員が一人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の改正を行う。

2 施行期日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日